

# 自由同和

大阪版



運動スローガン

- 自由な論議の場を！
- 行政の主体性の確立
- エセ同和行為の排除

No. 440

2023年(令和5年)10月25日発行

■発行所 自由同和大阪府本部事務局  
堺市堺区大町東3丁2-28 永木ビル4F 北号室  
電話(072)224-1111  
■発行人 畑中幸司  
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

## 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表について

(令和5年10月2日14時発表)

大阪市は、令和5年2月2日にヘイトスピーチに認定した1件の表現活動に関して、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」といいます。）第5条第1項の規定に基づく拡散防止の措置及び公表の内容についてヘイトスピーチ審査会で審議をいただいておりますが、令和5年9月4日に答申を受け、必要な手続きを終えましたので、本日、次のとおり公表します。

本市としましては、条例の内容について市民の皆さまへの周知に努めるとともに、日本国憲法の保障する表現の自由等には十分配慮しつつ、慎重かつ適切に条例の運用を行ってまいります。

### 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表 (案件番号「平 29-職6」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「平 29-職6」）について、条例第5条第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年10月2日

大阪市長 横山 英幸

#### 1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動（表現活動1、表現活動3及び表現活動4）は、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

(表現活動1)

平成28年に大阪市内で複数の弁士（うち2名については、「本件表現活動者A」及び「本件表現活動者B」、その他の複数の弁士らを「本件表現活動者C」とし、以下「本件活動者」という。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、本件表現活動者Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

(表現活動3)

本件街宣活動において、本件活動者及びその協力者らにより行われた、「暴れるな!朝鮮人!!」という横断幕（以下「本件横断幕」という。）を掲げる行為（以下「本件表現活動3」という。）

(表現活動4)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>。以下「本件動画サイト」という。)において、本件街宣活動を記録した一連の動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、本件動画サイト内の特定のウェブページ（以下「本件各ウェブページ」という。）に本件動画及び投稿説明文（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動4」といい、以下本件表現活動1、本件表現活動3及び本件表現活動4を併せて「本件表現活動」という。）

#### 2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

慰安婦像建立について触れ、「朝鮮人」女性が、「不潔な〇〇(女性器を指す表現)」を「売って」いるなどの卑猥な表現を用いて繰り返し同様の主張を行っている。

「在日朝鮮人」及び「在日朝鮮人団体」について、在日韓国・朝鮮人に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現で、「朝鮮半島」において「人間扱いされ」ていないのではないかと述

べた上で、日本人でも「朝鮮人」でもないという旨の侮蔑を行うなど様々な表現で中傷を繰り返している。

(本件表現活動3)

本件表現活動1が行われている間、「暴れるな!朝鮮人!!」という横断幕が掲示され続けていた。

(本件表現活動4)

本件表現活動1及び本件表現活動3の内容を大阪市内に拡散する行為。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

#### 3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動4について、本件動画サイトを運営するプロバイダ（以下「本件プロバイダ」という。）に対し、令和5年2月3日付け郵便の送付により本件動画を削除するよう要請するとともに、同日付けで本件動画が掲載された本件各ウェブページにある入力ボタンを活用し、本件動画について差別表現を含む旨を入力し送信した。

しかし、令和5年4月19日現在においても、引き続き本件各ウェブページに本件動画等が掲載され、不特定多数の者が視聴できる状態に置かれていたことから、本件プロバイダに対して本件各ウェブページの削除を要請するよう、令和5年4月19日付けで大阪法務局に依頼した。

なお、本件表現活動1及び本件表現活動3については、平成28年に行われたものであり、上記2記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

#### 4 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動1)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動3)

本件表現活動4が令和5年4月19日現在においても不特定多数の者が視聴できる状態に置かれており、氏名又は名称を公表することで、差別の拡散につながるおそれがあり、かえってこれを行ったもの意図的に沿うような事態になることも想定されるため、第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

(本件表現活動4)

氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。

## 「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の一部改正(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方 (令和5年9月11日提供 一部抜粋)

大阪府では、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして、令和4年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行しました。

同年5月には、条例の附則の規定に基づき、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」を設置し、有識者において、広域自治体としてのインターネット上の人権侵害の解消に向けた実効性のある施策という観点から議論が行われ、令和5年3月に、その意見が取りまとめられました。

今般、有識者会議の意見を踏まえ、不当な差別的言動に対する削除要請の拡充等の施策を実施するに当たって、その根拠を明確にするため、条例改正の検討を進めているところです。

なお、改正の検討に当たっては、大阪府人権施策推進審議会に諮問し、答申を得たところです。

その後、作成した改正案について、府民の皆様からのご意見を募集し、結果を取りまとめましたので、お知らせします。

### (1) プロバイダ事業者等への削除要請等に関するもの

#### ご意見等の趣旨・内容

1 プロバイダ事業者等への削除要請等を誰がどのように判断するのが不透明である。その点が明確に案として提示されていない以上、恣意的な運用がなされる可能性が否定できない。

#### 大阪府の考え方

削除要請等や説示・助言を行うに当たっては、適切な運用を図っていくため、その基本的な考え方について、大阪府人権施策推進審議会の意見を聴くこととしています。

2 削除要請等の直接的な被害者救済については、情報の発信者に対して表現の自由を制約することにつながるから、行政の行き過ぎを未然に防ぐ意味でも、削除要請および要請の結果の公表を条例で定めるべきである。なお、事業者別に公表することまでは求めない。

#### 大阪府の考え方

府では、インターネット上の人権侵害の解消推進施策について、毎年検証することとしており、その中で、削除要請等の件数やその結果等について公表を行ってまいります。

3 インターネット上で差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）を受けた者（被害者）だけでなく、被害者の家族、その他第三者から「ネット上の人権侵害」の事案に関して削除要請の相談や申し出を受けた場合も規定していただきたい。法務局の人権擁護機関などは当事者からの申請が前提となっている。ただでさえ被害者自身が傷ついている中のストレスを軽減する観点からも、被害者の家族や府内各自治体の相談支援機関等の者からの申出（相談）があった場合も対応すべきである。

#### 大阪府の考え方

削除要請等の申出は、被害者本人であることを原則としていますが、当該被害者家族等も被害者に含まれるケースがあることも想定して対応を検討してまいります。

### (2) 行為者への説示・助言に関するもの

#### ご意見等の趣旨・内容

5 行為者への助言・説示の取り組みに賛同するが、なおも情報の削除に応じない場合の手立てとして、大阪

府知事として勧告することも規定していただきたい。

インターネット上で差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）に関して、被害者等から相談が寄せられ、被害者への相談支援の活動とともに、行為者に対しても働きかけが行われることになっている。削除要請や助言・説示を行ってもなお、行為者が行為等をあらためない場合は、被害者等への二次被害・三次被害、つまりは精神的・身体的被害が重篤化することが大いに懸念される。この場合、改正条例でも、現行法でも対処できない重大問題でもあるとも考えるが、そのことを世に問う意味でも、大阪府知事として「勧告」したり、公表したりすることができる措置も規定していただきたい。

#### 大阪府の考え方

行為者に対して直接対応を求めることについては、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策を検討するために設置した「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」において、府は公権力の行使の主体となることや表現の自由の問題があることから、任意の助言や説示といった注意喚起に留めるべきとの意見があったことを踏まえ、説示・助言を行うこととしたものです。

### (3) 審議会への諮問に関するもの

#### ご意見等の趣旨・内容

9 審議会への諮問事項として、プロバイダ事業者等への削除要請等の前に具体的な内容（不当な差別的言動の内容や人権侵害の程度）を提示した上で、要請の適否について諮問を行う旨、および、諮問にあたり最大限表現の自由に配慮する旨を条例で定めるべきである。

#### 大阪府の考え方

大阪府人権施策推進審議会には、削除要請等や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方について諮問することとしており、個々の事案については、即応が求められる中において迅速性が著しく損なわれることから、あらかじめ同審議会に意見を聴く仕組みとしていません。

10 概要では「削除要請等や助言・説示を行うにあたっての基本的考え方」や「インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証、新たな取組の検討」「社会的影響が大きい事案が生じた場合の、被害拡大防止等にむけた府民等への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方」を諮問することができるとしている。このことについては、異論はないが、大阪府人権施策推進審議会には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」にお



いても「審議会への諮問等」で規定されているので、そのあたりの関係整理についての考えを示されたい。インターネット上の差別等人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）の防止・解消にむけた様々な施策等を実施・推進していくにあたり、国レベルの法制度上の問題点や立法事実を積み上げていくためにも、ネット上の人権侵害に関する事象や事案を収集したり、調査したり、分析する役割も必要と考える。そうした役割・機能に関して、行政府として役割を果たされるのか、それとも「ネット上の人権侵害解消施策の検証、新たな取組の検討」や「適切な被害者支援等の府としての対応のあり方」の審議課題とも関わる問題と考えるので、その観点についても検討していただきたい。

一部改正の概要で示された諮問事項については賛同した上で、追加としてインターネット上の差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）の中で、削除要請等の対象となる「不当な差別的言動」について、実態調査やネットモニタリングの実施、そうした集積と分析をふまえ、ネット上の人権侵害の根絶・解消に向けた施策等の提言などを行う機関の整備についても、審議会に諮問していただきたい。

**大阪府の考え方**

大阪府人権施策推進審議会は、大阪府人権尊重の社会づくり条例第6条第1項の規定のとおり、人権施策の推進に関し、知事の諮問に応じ意見を述べることができるとされており、インターネット上の人権侵害の解消推進施策を同審議会に担任事務とすることは適切であると考えています。

また、同審議会では、適切にインターネット上の人権侵害情報の解消施策が実施されるよう、削除要請や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方、施策検証や新たな取組の検討、社会的影響が大きい事象への対応等を審議することとしています。

#### （4）不当な差別的言動の定義に関するもの

**ご意見等の趣旨・内容**

**13** インターネット上で同和地区所在地情報が晒される事案、また、自治体等へ「同和地区所在地情報」問い合わせる行為も後を絶ちません。

前者は当該地域に撮影に訪れ、意図的に悪印象を与えるように老朽化した空き家などを撮影しネット上にあげ、偏見や差別意識を助長させるなどの被害を与えました。「無断での町内の撮影は固くお断りします」と掲示したものを逆手に取り、「公共施設と掲示板以外の撮影は控えました」とふれこみながらも地区名と被差別部落を結び付けた内容となっています。さる6月28日に下された控訴審判決では、こういった行為による被害はプライバシー侵害で判断すべきではなく、憲法13条および14条に基づく「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」との観点からは是正すべきであるとし「差別されない権利」が認められました。このように、ある人種等の属性の集団や不特定多数の者に対して、ネット上で行われている不当な差別的言動に対しても、削除要請の取り組みが促進されるよう、条文として明記してください。

**大阪府の考え方**

いわゆる同和地区に関する識別情報の摘示については、削除要請等や説示・助言の対象となる不当な差別的言動に含むこととしています。

**17** 「不当な差別的言動等の定義」を規定することに基本的に賛同した上で、現行条例第二条に「不当な差別的言動等」の定義として、追加をお願いしたい。不当な差別的言動等 第一号に規定する誹謗中傷等の中でも、人種等の属性を理由に、あるいは集団や不特定多数の者を対象に、公然と、不当な差別を誘発、助長、扇動する目的でなされる言動であり、加えて、下記のいずれかに該当するものをいう。

- 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の言動（例：○○人を皆殺しに…）
- 著しく侮辱や存在の否定、又は、当該人種等をひと以外のものにたとえるなど、人種等の価値を否定若しくは価値の低いものとして扱う言動（例：○○人は人間ではなくゴキブリだ）
- 社会から排除することをあおりたてる言動（例：○○人は日本から出ていけ）
- 虚偽の事実を摘示して特定の人種等が他者の生命、身体、財産等に対して危害を加えた、あるいは差し迫った危害を加えようとしている旨を告知する言動（例：○○人が○○地域で略奪を繰り返している）
- 当事者の意に反して、特定の人種等、共通の属性であることを識別可能とする情報を摘示する言動（○○は、被差別部落出身だ。○○地域は被差別部落だ）インターネット上の差別等の人権侵害（以下「ネット上の人権侵害」という。）の中でも「不当な差別的言動等」を明確に定義づけることが、改正条例をふまえた教育・啓発の強化、ネット上の人権侵害に対する施策等の推進にもつながるものとする。

**大阪府の考え方**

不当な差別的言動の定義については、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動を含めることとしています。なお、削除要請等や説示・助言については、被害を受けた個人や集団からの申出があったとき等必要があると認めるときに行うこととしています。

#### （5）事業者の責務に関するもの

**ご意見等の趣旨・内容**

**21** 事業者の責務の規定については、インターネット上での活動が基本となるため、国を跨いで的事案の可能性もあり、法律・政令での運用ですら困難であるのに、一地方自治体の条例をもって制限を加えるのは現実的ではないように思える。

**22** 事業者の責務とは別途、特定電気通信役務提供者の責務も規定していただきたい。概要「2 条例改正案の概要」の「(1) プロバイダ事業者等への削除要請等を規定」することとも関連して、迅速に被害を受けた者を守るため、府内に事業所があるプロバイダ事業者だけでも改正条例をふまえた取り組みに協力を求めることが重要である。

**23** インターネット上の様々な人権課題についての不当な差別的言動等に対して、府民の権利を守る大阪府として、プロバイダ事業者等に削除要請を行うことは必要であると考えます。しかし、これまでもそれらについて削除要請をしても、なかなか削除されないという課題があります。削除要請等の効果を高めるために、事業者の責務として大阪府の削除要請に協力することを規定することが必要であると考えます。

**24** 事業者全体については成人教育の観点から「インターネットリテラシー」の取り組みや教育・啓発の強化への協力も不可欠の為、別途、役割を規定していただきたい。

**25** 事業者の理解と協力を条例に規定することは必要であると考えます。ただ、インターネット事業者等は大阪府域に限られることはないため、大阪府の条例の権限が及ばないということがあります。しかし、不当な差別的言動等による被害を受けているのは府民であり、府民の権利を守る大阪府として、大阪府域に限らないインターネット事業者等であっても、条例の権限が及ぶ規定にする必要があると考えます。

**大阪府の考え方**

事業者の責務では、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策への協力に努めることを規定することとしています。事業者の責務に規定する事業者は、府内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいい、営利・非営利の別、府内における事業所の設置の有無は問わず、対象としています。

#### （6）その他

**ご意見等の趣旨・内容**

**27** パブリックコメントで意見を求めている「プロバイダ事業者等への削除要請等の規定」を行うにあたっては「(ネット上の) 不当な差別的言動等」の定義を規定するとしています。ついては、それらの取り組み等の根拠となる「ネット上の人権侵害の禁止」を新しく条文で規定してください。ネット上の誹謗中傷等が発生・発覚し、被害者及び行為者に対して問題解決に向けた働きかけを行ってもなお、解決しなかった場合は「ネット上の人権侵害」であると根拠づけて、削除要請等の取り組みを主体的に行って

いくー。大阪府の基本姿勢として「ネット上の人権侵害の禁止（あるいは許さないこと）」を明確にするべきです。「ネット上の人権侵害の禁止」にあたっては「個人に対する行為」のみならず「ある人種等の属性を有する集団及び不特定多数の者に対する行為」についても、それぞれ規定することが必要と考えています。

「誹謗中傷等（第二条第一号）」⇒「ネット上の人権侵害（相談・働きかけ、削除要請の対象）」⇒「不当な差別的言動等（働きかけても応じない場合は助言・説示等）」という関係になります。

**大阪府の考え方**

インターネット上の人権侵害への具体的な対処については、憲法が保障する表現の自由との関係や、情報の拡散性などの特性を踏まえると、基本的には国において統一的に検討されるべきものと考えます。府としては、条例に規定するインターネットリテラシー向上や相談支援に関する施策等を国をはじめとする各関係機関と連携協力しながら実施してまいります。

**30** 現行条例第5条（府民の役割）の条文では不十分であり、ある面、府民が被害者等になることが想定されていません。

ネット上の人権侵害の恐ろしさは、拡散するスピードにもあります。だからこそ、府民の役割としてネット上の人権侵害に対して「気づいたときは通報・報告・連絡するよう努めるものとする」と規定してはいかがでしょうか。児童虐待防止法では、児童虐待による多くの悲劇が繰り返される中で、学校や保育所関係者等からの通報が義務づけられるようになってきました。「気づきの高さ」を促していくことも啓発です。

行為者からみれば「ちょっとした誹謗中傷」でも、ものすごいスピードで拡散し、同調した者からもあおられ、二次被害、三次被害を引き起こし、結果、悲劇を生み出しているのがネット上の人権侵害です。府民の役割について補強するポイントは以下のとおりです。

・全ての府民は、ネット上の人権侵害等社会的排除から援護され、地域社会の一員としてお互いに認め支えあうとともに自分らしく生きる権利を有していること。

・府民自らネット上の人権侵害の深刻さを理解し、人権意識の高揚に努めること。

・府が実施するネット上の人権侵害の防止及び解消に資する施策に協力すること。

・ネット上の人権侵害に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めること。

**大阪府の考え方**

インターネット上の人権侵害については、インターネットリテラシーの不足や人権課題に対する認識不足等様々な原因から生じていると考えられることから、府としては、幅広い世代の府民に対し、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットリテラシーの向上や人権意識の高揚に資する教育・啓発等に努めてまいります。

**31** 現行条例第6条（連携協力）の条文については、第3条（府の責務）に移行し、新たに「府と市町村との協働」について条文で規定してください。

市町村での人権相談を通じて「ネット上での誹謗中傷や人権侵害行為」が報告・申し出が行われたりすることも想定しています。個人情報保護のルールの元、被害者及び行為者への継続的な働きかけ、相談・サポートが行われることにより、とくに被害者にとっては「相談しやすい環境づくり」「相談支援体制の充実」につながるものと考えます。

あわせて、いくつかの自治体ではネット上の人権侵害に係るモニタリング（監視及び実態把握等）が取り組まれています。地域の実情に応じたネット上の人権侵害事象を集積したり、削除要請に取り組んだりした事例などを、市町村との連携・協働で集積・分析等を行っていく仕組みの構築をめざすことも重要と考えます。これにより、地方自治体レベルでは解決できない問題・課題を集積し、現行の法制度の改正に向けた政策提言への基礎資料となる「立法事実」を積み上げることができるのではないのでしょうか。

以上の観点から「府と市町村との協働」という条文をあらためて加筆し、お互いの役割分担、地域の実情に応じた相談支援体制・ネットワーク構築も視野に入れた取り組みにつなげていただきたいと考えます。

**大阪府の考え方**

施策を効果的に推進するためには、府民に身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であるとして、従前より「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発支援」の3つの事業を府と市町村の共同の取組として実施しており、こうした事業を通じ、現行条例第6条を踏まえながら、今後とも市町村との連携を図ってまいります。なお、インターネット上の人権侵害の実態把握等については、新たに設置する専門相談窓口における相談支援により事例の把握等に努めるとともに、府内市町村からも情報を収集する等により行ってまいります。

**36** 現行条例第7条2号に、あるいは別号で「ネット上の人権侵害による被害の救済」を規定してください。「被害者の心理的負担の軽減等」だけでなく、府民がネット上の人権侵害により命を落とすようなことがないことを基本姿勢として、取り組むことを表明するためにも「被害の救済」を強調するべきです。侮辱罪の厳罰化、プロバイダ責任制限法の改正などが行われましたが「発信者情報開示請求」を行っても、保存期間が過ぎていたり、請求しても発信者が特定できなかったりするなどのケースも想定されます（中には、第三者がなりすましてある者のアカウントで人権侵害行為を行うことも）。被害者等が相談しても対策等を講じることができなかった問題などをほったらかしにすることなく、さらなる法制度改善に向けた「立法事実」として積み上げて「被害の救済」方策の充実・強化につなげていくことが重要です。

パブリックコメント案にある「助言、説示」「プロバイダ等への削除要請」も被害の救済策であろうかと考えますし、被害者に「支援する機関がある」ことなど安心を届けるためにも明記すべきです。**大阪府の考え方**

被害者支援の取組みとして、現行条例第9条において相談支援体制を整備し、相談内容に応じた情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介、その他、被害者の相談対応として必要な事項に関する施策等を実施することを規定しており、今般、新たに専門相談窓口を設置し、被害者の支援に努めていくこととしております。

**37** 現行条例第7条（基本的施策）に「インターネット上の人権侵害に係る実態把握、侵害情報の収集、集積及び分析」について新たに規定してください。現行の法制度上、懸案課題がある中「大阪府ができること」を行うのは、立法事実等を積み上げて、国等への政策要望につなげていくことが目標の一つと考えます。

条例を改正し、ネット上の人権侵害に係る施策等を効果的に実施・推進していくためにも市町村や関係機関等との連携、協働は必要ですし、被害者の心理的負担を軽減する相談支援体制の整備・充実に関わっても、府が設置する相談窓口だけでは対応できないことも想定されます。また市町村レベルでも地域の実情に応じた取り組みが実施されていることから、ネット上の人権侵害の防止及び解消に向けたネットワーク構築にもつながります。これらの取り組みをつなぎあわせ、立法事実を積み上げ政策要望につなげていく観点からも基本的施策の一つとして明記してください。

**大阪府の考え方**

インターネット上の人権侵害の実態把握の取組みについては、新たに設置する専門相談窓口における相談支援により事例の把握に努めるとともに、府内市町村からも情報を収集する等により行ってまいります。

**38** 大阪府が設置する「インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口」において、不当な差別的言動等に関する相談が寄せられることが想定されます。相談窓口としては、その相談を受け止め、必要に応じて大阪府が実施するプロバイダ事業者等への削除要請や行為者への助言・説示につなげたり、相談者の悩みや不安、意向に寄り添ったりする相談や支援が必要になります。

ここにおいては、その言動等々が不当な差別的言動等に当たるのかどうかの検討や、相談者が大阪府の措置を望んでいるかどうかの意向を踏まえること、そして行為者の意図や問題性を調査する必要があります。このような取り組みには、専門相談窓口と大阪府とが連携した取り組みを進める必要がありますので、専門相談窓口を条例に位置づけるとともに、専門相談窓口に調査を行える権限を付与する規定が条例に必要です。このことは、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例において、広域支援相談員が設置され、必要な助言、調査及び関係者間の調整を行うことが規定されていますので、この例が参考になると考えます。

**大阪府の考え方**

専門相談窓口においては、現行条例第9条及び第10条に基づき被害者と行為者の相談支援体制を整備し、相談内容に応じた情報の提供及び助言、専門的知識を有する機関の紹介、その他被害者や行為者の相談対応として必要な事項に関する施策等を実施することとしており、調査を行うことは予定しておりません。